主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人遠山丙市、同渡辺敏郎の上告趣意は、単なる法令違反、量刑不当、事実誤認の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(なお、売春防止法一一条二項の「業とする」の法意に関する原判示は正当であり、所論の法令違反は認められない。)

よつて、刑訴四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三七年五月一七日

最高裁判所第一小法廷

郎	俊	江		入	裁判長裁判官
輔	悠	藤		斎	裁判官
夫	潤	坂	飯	下	裁判官
七	常	木		高	裁判官